

予防訪問相当サービスコード表(令和7年4月版)

水色は新設

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	1単位の 単価
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合(要支援1・2) 1,176単位			1,176	1月につき	10.42円
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割りの場合	÷ 30.4日	39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合(要支援1・2) 2,349単位			2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割りの場合	÷ 30.4日	77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に3回以上の場合(要支援2) 3,727単位			3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割りの場合	÷ 30.4日	123単位	123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位 減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				1単位 減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2) 1週に2回程度の場合	23 単位 減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				1単位 減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3) 1週に3回以上の場合	37単位 減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				1単位 減算	-1	1日につき	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位 減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割				1単位 減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2) 1週に2回程度の場合	23 単位 減算	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割				1単位 減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3) 1週に3回以上の場合	37単位 減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割				1単位 減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算				200単位 加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100単位 加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200単位 加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位 加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の 245/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の 224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の 182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			所定単位数の 145/1000 加算		